

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第10条の5（(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)関係）</p> <p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p>10の5—2 措置法第10条の5第3項第11号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</p> <p>(1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第6条の2</u>に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</p> <p>(2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</p> | <p>第10条の5（(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)関係）</p> <p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p>10の5—2 措置法第10条の5第3項第11号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</p> <p>(1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、<u>雇用対策法施行規則第6条の2</u>に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</p> <p>(2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</p> |
| <p>第10条の5の4（(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除)関係）</p> <p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p>10の5の4—3 措置法第10条の5の4第3項第3号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</p> <p>(1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、<u>労働施策の</u></p>  | <p>第10条の5の4（(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除)関係）</p> <p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p>10の5の4—3 措置法第10条の5の4第3項第3号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</p> <p>(1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、<u>雇用対策法施</u></p>   |

総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額

- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下第10条の5の4関係において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）から支払を受けた出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額（10の5の4—4において「給与負担金の額」という。）

#### 第12条（（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係

（適用対象地区が重複する場合の選択適用）

12—2 個人が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等（以下第12条関係において「工業用機械等」という。）を取得（製作又は建設を含む。以下第12条関係において同じ。）して事業の用に供した地区又は地域が、同項の表の2以上の号の第1欄に掲げる地区又は地域に該当する場合は、当該個人の選択により、いずれか一の地区又は地域において当該工業用機械等を事業の用に供したものとして同項の規定を適用することができることに留意する。

個人が同条第3項に規定する産業振興機械等（以下第12条関係において「産業振興機械等」という。）の取得等（同項に規定する取得等をいう。以下第12条関係において同じ。）をして事業の用に供した地区が、同項の表の2以上の号の上欄に掲げる地区に該当する場合についても、同様である。

（注） 同表の第4号の上欄に掲げる地区には、同表の第1号の上欄に掲げる地区は含まれないことに留意する。

行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額

- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下第10条の5の4関係において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）から支払を受けた出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額（10の5の4—4において「給与負担金の額」という。）

#### 第12条（（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係

（適用対象地区が重複する場合の選択適用）

12—2 個人が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等（以下第12条関係において「工業用機械等」という。）を取得（製作又は建設を含む。以下第12条関係において同じ。）して事業の用に供した地区又は地域が、同項の表の2以上の号の第1欄に掲げる地区又は地域に該当する場合は、当該個人の選択により、いずれか一の地区又は地域において当該工業用機械等を事業の用に供したものとして同項の規定を適用することができることに留意する。

個人が同条第3項に規定する産業振興機械等（以下第12条関係において「産業振興機械等」という。）の取得等（同項に規定する取得等をいう。以下第12条関係において同じ。）をして事業の用に供した地区が、同項の表の2以上の号の上欄に掲げる地区に該当する場合についても、同様である。

（注） 同表の第5号の上欄に掲げる地区には、同表の第1号の上欄に掲げる地区は含まれないことに留意する。